

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年3月16日（令和3年（行個）諮問第38号）

答申日：令和4年10月20日（令和4年度（行個）答申第5110号）

事件名：本人に対する休業補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「請求人が、令和2年特定月日付けで特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求にかかる、不支給決定理由がわかる調査結果復命書文書一式。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年11月20日付け東労発総個開第2-723号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

部分開示の決定処分を取り消し、全開示とするか、または部分開示のまま実際にマスキングされている部分のさらなる開示を請求します。

理由は、内規で一律第三者の内容について「全て」マスキングすることの法的根拠はなく、それぞれの内容について逐一、開示の可・不可を吟味して然るべきだからです。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書（不開示情報該当性について、法14条2号に該当する部分を追加するものであり、下記3（2）ア（ア）及び別表において下線部で示す。）によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、令和2年9月19日付け（同月23日受付）で処分庁

に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

- (2) これに対して処分庁が部分開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年12月15日付け（同月16日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、原処分において不開示とされた部分の一部を、法14条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示することとし、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「請求人が、令和2年特定月日付けで特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求にかかる、不支給決定理由がわかる調査結果復命書文書一式。」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性

(ア) 文書1の①、2の①、3の①、4の①、5の①、6の①、7の①、8の①、9の①、10の①、12の①、14の②及び19の①の不開示部分は、審査請求人以外の姓、氏名、印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1の②、2の②、3の③、4の②、5の②、6の②、7の②、8の②及び12の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ及びロ該当性

(ア) 文書3の②、9の②、10の②、18の①及び19の②の不開示部分は、特定法人の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イ

に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、文書14、15、16の②、18の②及び19の③の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしている内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書14、15、16の②、18の②及び19の③の不開示部分は、事業場が一般に公にしている内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性

(ア) 文書1の②、2の②、3の③、4の②、5の②、6の②、7の②、8の②及び12の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書14、15、16の②、18の②及び19の③の不開示部分は、事業場の業務内容等に関する情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記イで既に述べたところである。

さらに、当該不開示部分に係る情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を

求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、当該情報は、開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

文書16の①の不開示部分については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分において不開示とされた部分の一部を、法14条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示することとし、その余の部分については、不開示を維持することが妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|------------------------------------|
| ① | 令和3年3月16日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月30日 | 審議 |
| ④ | 令和4年7月7日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年9月2日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ | 同年10月13日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番 2 及び通番 4

当該部分は、精神障害の業務起因性判断のための調査復命書及び精神障害専門部会の意見書に記載された意見の一部であり、審査請求人の申述に関する事実確認についての記載である。当該部分は、一般的な表現にとどまり、これを開示しても、特定の個人あるいは一定範囲の者が特定されるとは認められず、また、原処分で既に開示されている情報と照らし合わせて、特定の個人あるいは一定範囲の者が明らかになるとも認められない。

このため、当該部分は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができず、これを開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報とも認められない。

また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番 2 4 及び通番 3 2

当該部分は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した報告書及び資料等である。

当該部分のうち、特定事業場の事業の概要及び労働条件等並びに審査請求人に係る情報等については、特定事業場の職員であった審査請求人が知り得る情報であると認められる。

さらに、当該部分のうち、特定労働基準監督署から特定事業場に対して発出した提出依頼文書については、同種の文書が原処分において開示されている。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、当該部分は、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 3 号イ及びロ並びに 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の 3 欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法 14 条 2 号該当性

通番 1、通番 3、通番 5、通番 8、通番 10、通番 12、通番 14、通番 16、通番 18、通番 20、通番 22、通番 25 及び通番 30 は、精神障害の業務起因性判断のための調査復命書、精神障害専門部会の

意見書，審査請求人の主治医の意見書，特定労働基準監督署の照会に対する特定の健康保険団体の回答書，診療録等，審査請求人以外の関係者からの聴取書，特定事業場が特定労働基準監督署に提出した報告書及び資料等に記載された審査請求人の主治医及び審査請求人以外の関係者等の職氏名，署名，印影等である。

当該部分は，法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は，法14条2号ただし書きに該当する事情は認められない。また，当該部分は個人識別部分であることから，法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性

通番2，通番4，通番7，通番9，通番11，通番13，通番15，通番17及び通番23は，精神障害の業務起因性判断のための調査復命書に記載された審査請求人以外の関係者からの聴取内容の引用部分，審査請求人の主治医の意見書及び精神障害専門部会の意見書等に記載された主治医等の意見の一部等の引用部分，精神障害専門部会の意見書に記載された同部会の意見の一部，審査請求人の主治医の意見書に記載された主治医の意見の一部及び聴取書に記載された審査請求人以外の関係者からの聴取内容である。

このため，当該部分は，これを開示すると，被聴取者及び医師が不当な干渉を受けることが懸念され，審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。加えて，被聴取者が心理的に大きな影響を受け，被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし，労災請求人側，事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し，公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあり，開示することにより，労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法14条7号柱書きに該当し，同条2号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ該当性

通番6，通番19，通番21，通番28及び通番31は，審査請求人の主治医の意見書等，特定労働基準監督署の照会に対する特定の健康保険団体の回答書，診療録の送付状，労働保険料申告書及び特定事

業場が特定労働基準監督署に提出した報告書に押印された特定法人及び特定事業場の事業主等の印影である。

当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められる。

このため、当該部分は、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及びロ並びに7号柱書き該当性

(ア) 通番24①a及び通番32③a

当該部分は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した報告書及び資料等に記載された特定事業場の業務内容等に関する情報であり、これらは一般に公にしていない特定事業場の内部管理情報であると認められる。

当該部分は、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番24①b及び通番32③b

当該部分は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した報告書及び資料等に記載された、審査請求人の業務に関する労働条件、特定事業場の所見及び審査請求人の勤務評価等に関する情報である。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番26及び通番29

当該部分は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された資料の一部であり、一般に公にしていない特定事業場の内部管理情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記(ア)と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番27

当該部分は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された資料の一部である。当該部分は、審査請求人が特定事業場を退職した後の特定事業場の内部管理情報について記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記（ア）と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号及び文書名	2 原処分における不開示部分			3 2欄のうち開示すべき部分
	該当箇所	法14条各号該当性	通番号	
文書1 精神障害の業務起因性判断のための調査復命書	① 3頁, 10頁ないし13頁, 16頁「認定事実」欄, 22頁「認定事実」欄及び32頁職氏名等	2号	1	—
	② ①以外のお不開示部分全て	2号, 7号 柱書き	2	6頁「調査結果」欄1行目1文字目ないし6文字目, 28頁「精神障害等専門部会の意見書」欄不開示部分1行目
文書2 意見書等①	① 3頁ないし6頁印影	2号	3	—
	② ①以外のお不開示部分全て	2号, 7号 柱書き	4	2頁不開示部分1行目
文書3 意見書等②	① 1頁署名及び印影	2号	5	—
	② 3頁ないし18頁法人印影	3号イ	6	—
	③ ①及び②以外のお不開示部分全て	2号, 7号 柱書き	7	—
文書4 意見書等③	① 1頁署名及び印影並びに2頁印影	2号	8	—
	② ①以外のお不開示部分全て	2号, 7号 柱書き	9	—
文書5 意見書等④	① 1頁署名及び印影	2号	10	—
	② ①以外のお不開示部分全て	2号, 7号 柱書き	11	—
文書6 意見書等⑤	① 1頁署名及び印影	2号	12	—
	② ①以外のお不開示部分全て	2号, 7号 柱書き	13	—
文書7 意見書等⑥	① 1頁署名及び印影	2号	14	—
	② ①以外のお不開示部分全て	2号, 7号 柱書き	15	—
文書8 意見書等⑦	① 1頁署名及び印影	2号	16	—

		② ①以外の不開示部分全て	2号, 7号 柱書き	17	—
文書 9	診療報酬 明細書等	① 最終頁氏名	2号	18	—
		② 79頁及び最終頁法人印影	3号イ	19	—
文書 10	診療録 等	① 1頁氏名, 5頁, 268頁及び274頁印影並びに230頁署名及び印影	2号	20	—
		② 1頁法人印影	3号イ	21	—
文書 11	聴取書 等①	—	—	—	—
文書 12	聴取書 等②	① 1頁, 10頁及び13頁「通話の相手」及び「電話番号」欄, 2頁及び3頁「通話の相手」欄	2号	22	—
		② ①以外の不開示部分全て	2号, 7号 柱書き	23	—
文書 13	請求人 提出資料	—	—	—	—
文書 14	事業場 提出資料①	① a 1頁及び2頁1行目ないし4行目	3号イ及び ロ, 7号柱 書き	24	不開示部分全て(2頁不開示部分の2行目6文字目ないし最終文字, 3行目10文字目ないし最終文字, 4行目9文字目ないし最終文字, 4頁不開示部分の下から2行目, 6頁不開示部分の下から2行目及び4行目9文字目ないし最終文字, 7頁不開示部分の下から2行目を除く。)
		① b 2頁5行目ないし最終行及び3頁ないし最終頁			
		② 1頁職氏名	2号	25	—
文書 15	事業場 提出資料②	不開示部分全て	3号イ及び ロ, 7号柱 書き	26	—
文書 16	事業場 提出資料③	① 最終頁受付印	新たに開示	—	—
		② ①以外の不開示部分全て	3号イ及び ロ, 7号柱 書き	27	—
文書 17	履歴書 等	—	—	—	—

文書 18	事業場 提出資 料④	① 30頁及び3 4頁事業主印影	3号イ	28	—
		② ①以外の不開 示部分全て	3号イ及び ロ, 7号柱 書き	29	—
文書 19	事業場 提出資 料⑤	① 1頁, 4頁及 び5頁職氏名等	2号	30	—
		② 5頁事業主印 影	3号イ	31	—
		③ a 5頁, 6頁 及び7頁1行目な いし4行目	3号イ及び ロ, 7号柱 書き	32	不開示部分全て(7頁不開示 部分の2行目6文字目ないし 最終文字, 3行目10文字目 ないし最終文字, 4行目9文 字目ないし最終文字, 9頁不 開示部分の下から2行目及び 3行目, 11頁不開示部分の 下から2行目及び4行目9文 字目ないし最終文字, 12頁 不開示部分の下から2行目及 び3行目, 17頁を除く。)
		③ b 7頁5行目 ないし最終行及び 8頁ないし最終頁			

(当審査会注)

文書14の①及び文書19の③に係る2欄の該当箇所の記載方法は、当審査会事務局において整理した。